

# 国土交通省所管公共事業の事業評価実施要領の概要

## 新規事業採択時評価実施要領

### 評価対象事業 (要領第3関係)

事業費を予算化しようとする事業  
事業採択前の準備・計画段階で個別箇所が明確になる事業のうち  
準備・計画に要する費用を予算化しようとする事業

### 評価の実施手続 (要領第4関係)

#### 実施手続

事業の種類	評価に係る資料の作成	予算化に係る対応方針	補助金交付に係る対応方針
直轄事業	地方支分部局	本省等	
公団等事業	公団等	本省等	
公団等補助事業	公団等		本省等
補助事業	地方公共団体等		本省等

一括配分事業の取扱い

一括配分事業については、地方支分部局等が予算化又は補助金交付等に係る対応方針を決定



### 省内の体制 (事業評価全般に係る検討)

#### 公共事業評価システム検討委員会 (要領第6関係)

事業評価の実施要領の改定等、事業評価に係る重要事項の検討及び決定

必要に応じて、事業特性に応じた部会を設置

#### 公共事業評価システム研究会 (要領第5関係)

評価手法に関する事業種別間の整合性等について検討  
学識経験者等から構成

#### 評価手法研究委員会 (要領第5関係)

事業種別ごとの評価手法の検討  
学識経験者等から構成

## 再評価実施要領

### 再評価対象事業（要領第3関係）

事業採択後5年経過して未着工の事業  
事業採択後10年経過して継続中の事業  
着工準備費又は実施計画調査調査費の予算化後5年経過した事業  
業  
再評価実施後5年経過した事業 等

### 再評価の実施手続（要領第4関係）

実施主体

事業の種類	対応方針(案)	対応方針	補助金交付に係る対応方針
直轄事業	地方支分部局	本省等	
公団等事業	公団等	本省等	
公団等補助事業	公団等	公団等	本省等
補助事業	地方公共団体等	地方公共団体等	本省等

#### 一括配分事業の取扱い

一括配分事業については、地方支分部局等が対応方針、補助金交付等に係る対応方針を決定

## 再評価の視点及び対応方針の考え方 (要領第 5 関係)

### 再評価の視点

#### 事業の必要性等

- 1) 事業を巡る社会経済情勢等の変化
- 2) 事業の投資効果  
(費用対効果分析の原則実施)
- 3) 事業の進捗状況

#### 事業の進捗の見込み

コスト縮減や代替案立案等の可能性

### 対応方針の考え方

#### [継続]

- ・ , の各視点で継続が妥当
- ・ の視点に基づき事業を見直して , の各視点で継続が妥当

#### [中止]

- ・ , の各視点のいずれか又は両方で継続が妥当でないとは判断



評価結果、対応方針の決定理由、中止に伴う事後措置等を公表

## 事業評価監視委員会 (要領第 6 関係)

地方支分部局等、公団等、地方公共団体等ごとに設置  
全ての再評価対象事業について審議  
事業評価監視委員会による意見具申  
審議の公開等により透明性を確保  
事業評価監視委員会の意見の尊重

## いわゆる「その他施設費」に係る事業評価について

### 「その他施設費」の対象事業

「その他施設費」は、財政法第4条第1項に規定する公債対象経費のうち、公共事業関係費を除いたもの  
観光基盤施設整備事業、官庁営繕事業、国土交通本省施設整備事業、船舶建造事業 等

### 「他の公共事業」の実施要領との主な違い

#### 【再評価の対象事業】

事業採択後一定期間が経過した時点で未着工の事業		
	他の公共事業	「その他施設費」
一定期間	5年間	3年間

事業採択後長期間が経過した時点で継続中の事業		
	他の公共事業	「その他施設費」
長期間	10年間	7年間

再評価実施後一定期間が経過している事業		
	他の公共事業	「その他施設費」
一定期間	5年間	3年間